

事業所規模による区分の取扱い

各指定通所介護事業所及び各指定通所リハビリテーション事業所は、下記に沿って算定すべき報酬区分を決定してください。

1. 事業所規模の算定区分の確認方法

次の①～③のいずれに該当するかを確認します。

- ① 前年度実績が6ヶ月以上の事業所のうち、令和6年(2024年)4月1日に定員を令和5年度から概ね25%以上変更しない事業所
- ② 前年度実績が6ヶ月以上の事業所のうち、令和6年(2024年)4月1日に定員を令和5年度から概ね25%以上変更する事業所
- ③ 前年度実績が6ヶ月未満の事業所（新規・再開を含む）

注1：「前年度実績」とは、毎年4月から翌年2月までの11か月の間に事業を運営した実績（通所介護費または通所リハビリテーション費を算定した月数）を指します。

注2：令和5年度に定員変更をしている場合、令和6年(2024年)4月1日の定員と人数の差が最も大きくなる時点を令和5年度の定員と捉えます。

2. 平均利用延人員数の算出方法

上記1で確認した①～③いずれかの手順・方法に基づき1月当たりの平均利用延人員数を算出します。

【①の手順・方法】

1. 各月（暦月）ごとに平均利用延人員数を算出する。
2. 1月間（暦月）、正月等の特別な期間を除いて毎日事業を実施した月においては、1を合計後、当該月の平均利用延人員数×6／7とする。（小数点第三位を四捨五入）
3. 2で算出した各月（暦月）ごとの利用延人員数を合算する。
4. 3で合算した利用延人員数を、営業月数で割り、1月当たりの平均利用延人員数を算出する。
ただし、年度途中で事業開始又は再開した事業所については、通所サービス費を算定した月数とする。

注1：「営業月数」、「通所サービス費を算定した月数」に3月は含まれません。

注2：計算の過程で発生した小数点の端数処理が行えるのは、2の時点のみです。

注3：同一事業所で複数単位を提供し、その全てのサービス提供時間が一部でも重複している場合は、全ての単位を合算のうえ算出してください。

複数単位のうち、そのサービス提供時間が重複する時間帯がある場合は、その時間帯において実施されている全ての単位の利用人数の合計が最大となる単位

を合算のうえ算出してください。

全てのサービス提供時間が重複していない場合は、提供日ごとで最大利用人数が多い単位のみで算出してください。

【②及び③の手順・方法】

運営規程上の利用定員の90%に、予定される1月当たりの営業日数を乗じる。

注1：「予定される1月当たりの営業日数」とは、当該年度の4月（新規・再開の場合）はその月）から翌年2月までの営業日数を、該当月数で除した日数になります。

注2：同一事業所で複数単位を提供し、その全てのサービス提供時間が一部でも重複する場合は、全ての単位を合算のうえ算出してください。

複数単位のうち、そのサービス提供時間が重複する時間帯がある場合は、その時間帯において実施される全ての単位の利用人数の合計が最大となる単位を合算のうえ算出してください。

全てのサービス提供時間が重複しない場合は、提供日ごとで最大利用人数が多い単位のみで算出してください。

3. 留意事項

平均利用延人員数の計算は、下関市のホームページに掲載している「事業所規模計算表（『通所介護用』または『通所リハビリテーション用』）」を使用して行ってください。表には各手順・方法に基づく計算式が組み込まれています。当該計算表を使用して算出する場合、毎月の利用実人数の入力及び毎日事業を実施したかどうかの選択を行っていただければ、自動的に事業所規模の区分が決定されるようになっていますが、各事業所でも最終的な計算の確認をお願いします。

なお、独自に計算様式を作成されている事業所については、計算の順序等を再度御確認いただき、間違いがなければ当該様式を使用する必要はありません。

また、平均利用延人員数の算出方法について、1月間(暦月)、正月等の特別な期間を除いて毎日事業を実施した月においては、当該月の平均利用延人員数に7分の6を乗じることとされていますが、通年営業であったとしても、利用者がいない日がある月に関しては毎日事業を実施したとはみなされず、7分の6を乗じることはできませんのでご留意ください。